



第1款の7 職員研修所（第82条の6・第82条の7）

第2款 公文書館（第83条—第86条）

第3款 削除

第4款 削除

第5款 削除

第6款 削除

「第1款 県民共生センター（第81条・第82条）

第2款 広域消防防災センター（第83条・第84条）

第3款 空港管理事務所（第85条—第88条）

第4款 職員研修所（第89条・第90条）

第5款 公文書館（第91条—第94条）

第6款 首都圏本部（第95条—第102条）

「第11款 削除

「第11款 総合体育センター（第115条・第116条）

第11款の2 県営体育施設（第116条の2・第116条の3）」

「第31款 総合衛生学院（第176条—第179条）」を

「第31款 削除」に改める。

第5条中 「地方創生局  
「地方創生局  
経営管理部」 を 交通政策局 に改める。  
経営管理部」

第6条第1項の表知事政策局の項を次のように改める。

知事政策局	広 報 課	企画・報道係 県民の声係 広報・イメージアップ係
-------	-------	--------------------------

第6条第1項の表地方創生局の項を次のように改める。

交通政策局	交通戦略企画課	地域交通係 交通計画係
	広域交通・新幹線政策課	新幹線政策係 広域交通対策・LRT化検討班
	航空政策課	航空政策係 航空路線利用促進班 空港施設班

第6条第1項の表経営管理部の項中

「	総務課	企画調整係	法規係	文書管理係	情報公開係	政策
		法務班	行政経営班			

を

「	秘書課	秘書第一係	秘書第二係	賞勲係		
	総務課	法規係	文書管理係	情報公開係	政策法務班	

に、「庁舎係 通信係」を「庁舎通信係」に改め、同表生活環境文化部の項中

「化部	文化振興課	振興係	芸術文化係		
-----	-------	-----	-------	--	--

を

「化部	文化振興課	振興係	芸術文化係		
	スポーツ振興課	スポーツ活性化係	生涯スポーツ係	競技スポーツ係	
		富山マラソン推進班	武道館等整備班		

に改め、同表厚生部の項中

「	高齢福祉課	生きがい対策係	施設・居宅サービス係	介護保険係	
		地域包括ケア推進班			
	子ども支援課	家庭福祉係	子ども育成推進班	子育て支援班	

を

「	高齢福祉課	生きがい対策係	施設・居宅サービス係	介護保険係	
		地域包括ケア推進班			

に改め、同表農林水産部の項中

「農林水産部	農林水産企画課	管理係	経理係	企画班	市場戦略推進班
--------	---------	-----	-----	-----	---------

を

「農林水産部	農林水産企画課	管理係	経理係	企画班	
	市場戦略推進課	輸出促進係	消費・販路拡大係		

に、「漁政係 振興係 漁港係」を「漁港係 水産班」に改め、同条第2項中「、総合交通政策室」を削り、「厚生部に」を「経営管理部に行政経営室を、厚生部にこども家庭室及び」に改め、同条第3項の表中総合交通政策室の項を削り、観光振興室の項の次に次のように加える。

行政経営室	行政改革班
こども家庭室	児童相談所等機能強化推進班

第7条の次に次の1条を加える。

(プロジェクトチーム)

**第7条の2** 前2条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、プロジェクトチームを置くことができる。

第8条の表中

危機管理局	防災・危機管理課
-------	----------

を

危機管理局	防災・危機管理課
交通政策局	交通戦略企画課

に改める。

第9条第9号を削り、同条第8号中「官民連携」を「民間活力の導入」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) ウェルビーイングの推進に関すること。

第9条中第12号を削り、第13号を第12号とする。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第12条の2を第12条とし、第2章第2節第1款の2中第12条の3を第12条の2とし、第12条の4を第12条の3とする。

第12条の5中第13号及び第14号を削り、第2章第2節第1款の3中同条を第12条の4とする。

第12条の6を削る。

第12条の7中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、同条に次の1号を加え、同条を第12条の5とする。

(10) 日本橋とやま館に関すること。

第12条の8を削る。

第13条中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 権限の配分及び事務決裁規程に関すること。

第13条の次に次の1条を加える。

(秘書課)

**第13条の2** 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 知事及び副知事の秘書に関すること。

(2) 皇室に関すること。

(3) 儀式に関すること。

(4) 褒賞及び栄典に関すること。

第14条中第1号から第8号までを削り、第9号を第1号とし、第10号から第25号までを8号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

(行政経営室)

**第14条の2** 行政経営室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県の政策の評価に関すること。

(2) 総合計画の進捗管理に関すること。

(3) 議会に対する主要施策の報告に関すること。

(4) 重要要望事項に関すること。

(5) 知事会及び地方行政連絡会議に関すること。

(6) 日本海沿岸地帯、中部圏及び北陸地方の開発振興に関すること。

(7) 北方領土返還要求運動に関すること。

(8) 首都圏本部に関すること。

第2章第2節中第1款の4を第1款の5とし、第1款の3の次に次の1款を加える。

**第1款の4** 交通政策局

(交通戦略企画課)

**第12条の6** 交通戦略企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域交通施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 地域公共交通の維持活性化に関すること。
- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関すること。

(広域交通・新幹線政策課)

**第12条の7** 広域交通・新幹線政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 並行在来線対策に関すること。
- (2) 新幹線関連施策に関すること。

(航空政策課)

**第12条の8** 航空政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 航空路の開設及び利用促進に関すること。
- (2) 空港の管理及び整備に関すること。
- (3) 空港周辺地域の整備及び地元住民との連絡調整に関すること。
- (4) 空港管理事務所に関すること。

第25条から第27条までを次のように改める。

(スポーツ振興課)

**第25条** スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ（レクリエーションを含む。）の普及振興に関すること。
- (2) 競技スポーツ水準の向上に関すること。
- (3) 富山マラソンに関すること。
- (4) 武道館等の整備に関すること。
- (5) 総合体育センター、高岡総合プール、富山武道館、高岡武道館、富山弓道場、福光射撃場、スキージャンプ場、漕艇場、上市カヌー競技場及び西部体育センターに関すること。

(国際課)

**第26条** 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流及び国際協力の促進に関すること。
- (2) 国際施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 外国の省、州等との友好提携の推進に関すること。
- (4) 多文化共生の推進に関すること。

- (5) 日本海学の推進に関すること。
- (6) 日本海ミュージアム構想に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (7) 旅券の発給その他外事に関すること。

2 旅券センターは、前項第7号に掲げる事務のうち旅券の発給に関する事務を分掌する。

3 高岡支所は、旅券センターの所掌事務のうち旅券発給申請の受理及び旅券の交付に関する事務を分掌する。

## 第27条 削除

第34条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「子ども支援課」を「こども家庭室」に改め、同条中第12号を第14号とし、第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 母子保健に関すること。
- (9) 母体保護に関すること。

第38条第12号中「、総合衛生学院」を削る。

第39条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

第41条第1項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 愛玩動物看護師養成所に関すること。

第47条第1号中「こと」の次に「（サテライトオフィスの誘致を含む。）」を加える。

第51条及び第52条を次のように改める。

（農林水産企画課）

**第51条** 農林水産企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 食育の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 農業経営基盤強化促進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 農業振興地域整備基本方針に関すること。
- (5) 農林水産関係の試験研究機関との連絡調整に関すること。

- (6) 農林水産部に属する予算の取りまとめに関する事。
- (7) 農林水産部の出先機関の公共事業等に係る予算執行の指導に関する事。
- (8) 農林水産部に係る工事の請負に関する事。
- (9) 農林水産部に係る工事により生じた県有普通財産に関する事。
- (10) 農林水産部に係る用地関係事務の連絡調整及び指導に関する事。
- (11) 農林振興センター及び農林水産総合技術センターの総括に関する事。
- (12) 富山県農林水産公社に関する事。

(市場戦略推進課)

**第52条** 市場戦略推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産物及び食品の市場戦略の推進に関する事。
- (2) 農林水産物及び食品の消費及び販路拡大に関する事。
- (3) 農林水産物及び食品の輸出促進に関する事。
- (4) 食のとやまブランドの推進に関する事。
- (5) 地産地消の推進に関する事。

第58条第3号中「耕作放棄地対策」を「荒廃農地対策」に改める。

第59条中第24号を第25号とし、第7号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「花と緑の新世紀プラン」を「花と緑の元気とやま創造プラン」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) スマート林業に関する事。

第61条中第12号を第14号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) スマート水産業に関する事。
- (8) 水産資源の管理に関する事。

第79条の表富山県スポーツ推進審議会の項及び富山県武道館PFI事業者選考審査会の項を削り、同表高志の国文学館運営委員会の項の次に次のように加える。

富山県スポーツ推進 審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条に 規定するもののほか、知事又は教育委員会の諮問 に応じてスポーツの推進に関する事項について調	スポーツ 振興課
------------------	---	-------------

	査審議し、及び知事又は教育委員会に建議する事務	
富山県武道館PFI事業者選考審査会	富山県武道館の整備及び運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定による実施方針の策定、同法第7条の規定による特定事業の選定及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	スポーツ振興課

第79条の表富山県介護保険審査会の項の次に次のように加える。

富山県周産期保健医療協議会	県の周産期保健医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他周産期保健医療に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	こども家庭室
---------------	---	--------

第79条の表富山県青少年健全育成審議会の項中「子ども支援課」を「こども家庭室」に改め、同表富山県周産期保健医療協議会の項を削る。

第80条中第1号及び第1号の2を削り、第1号の3を第1号とし、第1号の4から第1号の7までを削り、第2号から第6号までを次のように改める。

- (2) 広域消防防災センター
- (3) 空港管理事務所
- (4) 職員研修所
- (5) 公文書館
- (6) 首都圏本部

第80条第11号を次のように改める。

- (1) 総合体育センター

第80条第11号の次に次の1号を加える。

- (1)の2 県営体育施設

第80条第31号を次のように改める。

## (31) 削除

第4章第2節中第1款及び第1款の2を削り、第1款の3を第1款とし、第1款の4から第1款の7までを削り、第2款から第6款までを次のように改める。

**第2款 広域消防防災センター**

(所掌事務)

**第83条** 広域消防防災センターは、県民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚、消防職員及び消防団員の教育訓練、地域の防災を担う人材の養成を行い、並びに災害時における災害応急活動の支援拠点として、安全で安心な地域社会の形成に資するための事務をつかさどる。

(名称及び位置)

**第84条** 広域消防防災センターの名称は、富山県広域消防防災センターとする。

2 広域消防防災センターに消防学校を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県消防学校	富山市

**第3款 空港管理事務所**

(所掌事務)

**第85条** 空港管理事務所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 空港（附属施設を含む。以下同じ。）及び航空法（昭和27年法律第231号）に定める進入区域、航空障害灯等の維持管理に関すること。
- (2) 空港の使用に関すること。

(名称及び位置)

**第86条** 空港管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県富山空港管理事務所	富山市

(内部組織)

**第87条** 空港管理事務所に、総務課及び業務課を置く。

(分掌事務)

**第88条** 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 工事の請負その他契約に関すること。
- (3) 航空統計に関すること。
- (4) 非常災害等の措置に関すること。
- (5) 他の主掌に属しないこと。

2 業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 空港の基本施設の維持管理に関すること。
- (2) 工事の調査、設計及び施行に関すること。
- (3) 航空法第49条に規定する物件の制限等に関すること。

#### 第4款 職員研修所

(所掌事務)

**第89条** 職員研修所は、職員の研修所研修の実施及び研修についての研究に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

**第90条** 職員研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県職員研修所	富山市

#### 第5款 公文書館

(所掌事務)

**第91条** 公文書館は、公文書及び県の歴史に関する文書を保存するとともに、これらを県民の利用に供する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

**第92条** 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県公文書館	富山市

(内部組織)

**第93条** 公文書館に、管理課及び資料課を置く。

(分掌事務)

**第94条** 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印及び文書、物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び館内の取締りに関すること。
- (2) 公文書の整理及び保存並びに県民の利用に関すること。
- (3) 展示の企画及び実施に関すること。
- (4) 公文書の写しの交付に係る費用の徴収に関すること。

2 資料課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政資料及び県の歴史に関する文書の整理及び保存並びに県民の利用に関すること。
- (2) 県の歴史に関する知識の普及に関すること。

#### 第6款 首都圏本部

(所掌事務)

**第95条** 首都圏本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中央官公庁並びにその他の関係機関及び関係団体との連絡及び折衝に関すること。
- (2) 県政に関する情報及び資料の収集調査並びに県政に関する情報の発信に関すること。
- (3) 企業誘致に関すること（サテライトオフィスの誘致を含む。）。
- (4) 農工水産物等の県の物産の販売促進に関すること。
- (5) 県の観光宣伝に関すること。
- (6) 県内における就職及び県外からの移住に関する情報の提供に関すること。

(名称及び位置)

**第96条** 首都圏本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県首都圏本部	東京都千代田区

**第97条から第102条まで** 削除

第4章第2節第11款を次のように改める。

**第11款 総合体育センター**

(所掌事務)

**第 115条** 総合体育センターは、体育・スポーツの普及振興及び県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資するための事務をつかさどる。

(名称及び位置)

**第 116条** 総合体育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県総合体育センター	富山市

第4章第2節第11款の次に次の1款を加える。

**第11款の2 県営体育施設**

(所掌事務)

**第 116条の2** 県営体育施設は、県民の体育及びレクリエーションの振興に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

**第 116条の3** 県営体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県高岡総合プール	高岡市
県営富山武道館	富山市
県営高岡武道館	高岡市
県営富山弓道場	富山市
富山県福光射撃場	南砺市
富山県スキージャンプ場	富山市
富山県漕艇場	富山市
富山県上市カヌー競技場	中新川郡上市町
富山県西部体育センター	砺波市

第 133条中「保護課及び相談判定課」を「次の課」に改め、同条に次の表を加え

る。

名称	課
富山県富山児童相談所	保護課 相談支援第一課 相談支援第二課 心理相談課 地域支援・人材育成課
富山県高岡児童相談所	保護課 相談支援第一課 相談支援第二課 心理相談課 地域支援課

第 134条第 2 項各号列記以外の部分中「相談判定課」を「相談支援第一課及び相談支援第二課」に改め、同項第 1 号中「こと」の次に「（他の所掌に係るものを除く。）」を加え、同項第 2 号中「医学的、心理学的、」を削り、同項第 8 号を削り、同項第 9 号中「こと」の次に「（他の所掌に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第 8 号とし、同条に次の 3 項を加える。

3 心理相談課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 心理学的見地からの児童及び保護者の相談、調査及び指導に関すること。
- (2) 医学的、心理学的及び精神保健上の判定に関すること。
- (3) 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること。
- (4) 療育手帳の交付に関すること（18歳未満の者に係るものに限る。）。
- (5) 所管区域内の市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供及び市町村職員等の支援に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

4 地域支援・人材育成課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管区域内の児童相談に係る地域活動の支援、援助及び育成に関すること。
- (2) 児童福祉に係る人材育成に関すること。

5 地域支援課の分掌事務は、所管区域内の児童相談に係る地域活動の支援、援助

及び育成に關することとする。

第4章第2節第31款を次のように改める。

**第31款 削除**

**第 176条から第 179条まで 削除**

第 182条の表中

	医療安全部	医療安全管理室 感染対策室	
--	-------	------------------	--

を

医療安全部		医療安全管理室 感染対策室	
-------	--	------------------	--

に、

		小児科	
--	--	-----	--

を

		小児科 新生児科	
--	--	-------------	--

に改める。

第 234条の21第2項第5号中「栽培漁業調査船」を「沿岸漁業調査船」に改める。

第 326条第1項の表中

地方創生局長	地方創生局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
--------	---------------------------

を

地方創生局長	地方創生局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
交通政策局長	交通政策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に、

総合交通政策室長	総合交通政策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----------	-----------------------------

を

行政経営室長	行政経営室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
--------	---------------------------

こども家庭室長	こども家庭室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---------	----------------------------

に、

情 報 企 画 監	情報企画に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
-----------	------------------------------------

を

情 報 企 画 監	情報企画に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
地 域 交 通 政 策 監	地域交通政策に関する事務を担当する。
こども家庭支援監	子ども及び家庭の支援に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
新型コロナウイルス対策監	新型コロナウイルス対策に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

に改める。

第 329条第 1 項の表中

医 療 局 長	医療局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---------	-------------------------

を

医 療 局 長	医療局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
医 療 安 全 部 長	医療安全部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第41条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の室又は課の名称
知事政策局秘書課	経営管理部秘書課
地方創生局スポーツ振興課	生活環境文化部スポーツ振興課
厚生部子ども支援課	厚生部こども家庭室

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
知事政策局成長戦略室官民連携・規制緩和推進課長	知事政策局成長戦略室民間活力導入・規制緩和推進課長
知事政策局秘書課長	経営管理部秘書課長
知事政策局秘書課課長補佐	経営管理部秘書課課長補佐
知事政策局秘書課秘書第一係長	経営管理部秘書課秘書第一係長
知事政策局秘書課秘書第二係長	経営管理部秘書課秘書第二係長
知事政策局秘書課賞勲係長	経営管理部秘書課賞勲係長
知事政策局秘書課係長	経営管理部秘書課係長
地方創生局スポーツ振興課長	生活環境文化部スポーツ振興課長
地方創生局スポーツ振興課課長	生活環境文化部スポーツ振興課課長
地方創生局スポーツ振興課課長補佐	生活環境文化部スポーツ振興課課長補佐
地方創生局スポーツ振興課スポーツ活性化係長	生活環境文化部スポーツ振興課スポーツ活性化係長
地方創生局スポーツ振興課生涯スポーツ係長	生活環境文化部スポーツ振興課生涯スポーツ係長

地方創生局スポーツ振興課競技スポーツ係長	生活環境文化部スポーツ振興課競技スポーツ係長
地方創生局スポーツ振興課富山マラソン推進班長	生活環境文化部スポーツ振興課富山マラソン推進班長
地方創生局スポーツ振興課武道館等整備班長	生活環境文化部スポーツ振興課武道館等整備班長
厚生部子ども支援課課長補佐	厚生部こども家庭室課長補佐

(富山県武道館PFI事業者選考審査会規則の一部改正)

- 5 富山県武道館PFI事業者選考審査会規則(令和4年富山県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条中「地方創生局」を「生活環境文化部」に改める。

(富山県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正)

- 6 富山県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則(平成11年富山県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「経営管理部人事課」を「経営管理部行政経営室」に改める。

(富山県会計規則の一部改正)

- 7 富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)の一部を次のように改正する。  
別表第2 総合衛生学院の項を削る。

別表第3 子ども支援課の項を次のように改める。

こども家庭室	こども家庭室
	新川厚生センター
	中部厚生センター

(人 事 課)